

議会運営委員会会議記録（概要）

令和4年11月15日（火）

開 会（午前10時）

大石議長

9月定例会が終わった後、全国都市問題会議、全国市議会議長会フォーラム、全国市議会議長会の理事会、基地協議会理事会、基地協議会関東部会の理事会、2区議長会など、そのほかにも地域医療政策セミナーなど、議長として、県の市議会議長会会長としていろいろと勉強させていただきました。中でも、長野で行われた全国市議会議長会のフォーラムでは、議会のデジタル化について、茨城県取手市や兵庫県西脇市の議長から御説明があり、すっかり影響を受けてきたところです。通年会期制が導入された後、いろいろ所沢市もまだまだやっていくことがあると感じた次第です。

また、去る11月10日及び11日の視察につきましては、お疲れさまでした。本日は、議会運営に関する事項について、ご協議願います。

【議 事】

・議会運営に関する事項について

○「通年会期制導入に係る概要等について」執行部からの回答

末吉委員長

初めに、通年会期制の導入についてです。9月28日付で執行部へ提出した所沢市議会の通年会期制導入に係る概要等について、執行部から回答がありましたので、事前に配信しております。このことについて、協議を行います。項目ごとに皆様から意見をいただきます。今日決定するというよりは、皆様からざっくばらんに意見を頂戴できればと思っております。

1「1 会期について」

植竹委員

執行機関や職員の事務処理に支障を及ぼしたり、費用負担が著しく増加することのないよう、というのがあるが、具体的にどのようなことを言っているのか分からない。議会对応においてこういう懸念があるとか、何について費用負担を懸念しているのかとか、よく分からない。その辺をまず、我々も認識する必要があると思う。どのようなことを向こうが言っているのか、内容をまず知ることが必要だ。ヒアリングというか、意見交換というのは、我々も今後続けていく必要がある。

末吉委員長

今の植竹委員の意見だと、具体的にどのようなことを懸念されているのか、聞き取りをさせていただいて、必要ならヒアリングということか。

植竹委員

おっしゃるとおりで、ヒアリングというか、以前、副市長と総務部長が来て意見を言われた。直接、面と向かってどう思っているのかというヒアリングをイメージした。

中村委員

これは総務省通知の内容なので、おそらく一般的に困らないようにしてくださいと言っているだけかと思う。通年会期制の導入を中心とした一連の改革というのは、そもそもの目的に効率性というのが入っていたので、当然、留意しているということだと思っている。

中委員

私も同じだ。ここまで考えて努力はしてきたという議会としての自覚はあると思う。一点、費用負担が著しくという、費用負担は分からない。そこは引っかけた。

石本委員

私も費用負担のところは意味が分からなかった。少なくとも、令和3年度

に関しては、今回の決算特別委員会で長岡議員が、時間外労働について全項目聞いてくれていた。議会の議の字も出て来なかった。だから、何をもって費用の負担と言っているのかよく分からない。

2「2 本市議会における通年会期制の導入の目的・期待される効果」について

(1) 導入の目的及び効果について

植竹委員

いろいろと書いてあるが、こちらとしてもこれまで導入に向けての目的、効果を議長、委員長を始め、伝えてはいると思うが、こういうふうに理解されているというか、このような形で意見があるということは、うまく伝わっていないのと思う。その辺の執行部との目的の乖離がまだあると感じる。もっと詰めの作業というのが、互いの相互理解、共通理解をする上での場が必要かと思った。

下段について、意見交換というのは私の方からもイメージしているのを、必要ではないかとペーパーにしてお渡しさせてもらったが、そういうことをイメージしているのかと思った。

中村委員

まず前段部分については、臨時会と通年会期制導入後の臨時会議とは全く異なるということを議会運営員会においても何度も申し上げている。臨時会の開催には付議事件が必要だが、臨時会議にはその必要性がない。例えば、新型コロナウイルス感染症対策についても、定期的に本会議を開き緊急質問を行いたいという意見もあったが、結局、付議事件がないために、開くことができなかった。また、付議事件になるので実際には臨時会の開催請求は可

能だが、オンライン会議を可能とする委員会条例の改正とか、ロシア連邦によるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議についても、もし通年会期制であれば、執行部との日程調整を経た臨時会の開催や、定例会の招集を待つことなく、機動的に対応できたはずだ。だから、一度もないとか言っているが、一度もないわけではなくて、たまたま一度もなかったという理解だ。

中段の、執行があるからこそその議会の存在が必要となるという由来が全く何のことかさっぱり分からない。大森彌先生とかがよく言うように、日本国憲法というのは第93条第1項で地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると規定している。自治体議会は必置と憲法が言っているけれども、首長についてはその規定はない。地方自治法も第6章が議会で、第7章が執行機関で、法規範上においても、議会が上位だ。だから、一般的にあるいは憲法とか民主主義の観点からいえば、執行があるからこそその議会じゃなくて、議会があるからこそその執行なんだと思う。由来がちょっとよく分からないので、どこからきたのか分からない。

また、行政執行の時間については、繰り返しになるが、そもそもの目的に効率性が含まれていて、当然、留意もしている。むしろ、先日の視察先でも言っていたが、契約案件や比較的軽微な補正予算の提出だったり、通年会期制の導入により執行部の機動性というのも図られる部分もあるのではないかなと思う。

後段について、議会の仕事量が変わるわけではなく、仕事のやり方が変化するのであって、基本的には討論の場というのは必要ないと考えている。ど

のような討論になるのか想定ができない。そもそも、議会のやり方の中のことを、何で執行部と討論をして、どういう内容になるのかということがイメージできない。それをやるのであれば、どういう形の討論なのかということはお聞きしたいと思う。

もちろん、配慮できる部分については、執行部に配慮した通年会期制の導入が必要だから、現状においても、会議の出席や、日程では、例えば短縮を心掛けているが、こういうことをやっているのだから、基本的には配慮していると考えている。

矢作委員

後半部分で、下から5行目、通年会期で行政執行の時間が更に削がれ市民にも影響が出るおそれがあると書かれているが、通年会期になっていくということで、議決が早まれば試行も早まるという意味でのメリットの方が大きいのではないかと思います。市民にも影響が出るおそれがあるというのは、ちょっと具体的によく分からない。

一番下の部分で、中村委員がおっしゃったように、議員と執行部が討論する機会ということで改めて読み返して見るとそういう提案をされているのかと驚いてしまう。それはイメージができないし、こういう文書でのやり取り、来ていただいて討論する機会もあるとは思いますが、それを市民の前でわざわざやらなければいけない理由というのがよく分からない。

石本委員

通年会期制によらずともというところで、これは一度もなかったと言っているが、ある程度、今まで、議会の方が市長や執行部に対して付度してきていると思っている。例えば、議会の開会日について、私は4年前に議会運営

委員会の委員長だったが、記憶にある人もいると思うが、年度末の3月29日に、それまでの議会日程でいくとなってしまうから、1日か2日早めることはできませんかと、当時の大館副市長のところへ行った。だけど、暦の関係かどうということかは分からないが、その日は譲れないという話になった。だから、そこまで言うんだっただいいですよということで、あえて付度していた部分もあったと、私は思っている。これが今までなかったからという理由は、ちょっとどうなのかと感じる。

また、中村委員が言っていたが、執行があるからこそ議会の存在が必要になるという由来というのは意味が分からないし、この発想は地方分権一括法の前の3割自治の発想の表れかと感じた。

通年会期制が市民にも影響が出るというのは、どういうおそれがあるのか、具体的に言ってもらわないと。オオカミが出るではないが、出るぞ出るぞと言っても、何がどういふふうに出るのかというのを具体的に言ってもらわないと、ただおそれがあると言われても、結局、おそれなんかないかもしれない。その辺はどうなのかと思う。

石原委員

臨時会の招集を求めることのところで、今年の体制から委員を続けている方は記憶にあると思うが、委員会条例の改正のときに臨時会を開こうとしていた。ほとんどの会派から合意までいただいて議長に相談もしていたが、1つの会派から、政治日程が忙しかったからなのか、諸般の事情もあって合意が得られず、招集を請求するという委員会の決定まで至らなかった。なので、そういった取組自体は議会もしているという流れがあるし、執行部側の事情

だけではなく、議会側の合意をつくることの難しさというのも非常に感じた次第だ。なので、こちらは必要性に疑問を感じるというよりは、その必要性を痛感した次第だ。

市民への影響等については、個々別々に、できるところについて配慮はして、留意をしていけばいいのではと思う。

2 (2) 「会議の種類」について

ア 定例会議

植竹委員 これまでどおり会期中に議決するよう会議を開くという、これまでのような形でいいと思う。

イ 臨時会議

中村委員 定例会議、臨時会議の区別ではなくて、請願を含めた議案等について、速やかに結論を出すというのは当然のことと考えている。現状でもその努力というのは行っている。ただし、追加議案の提出については、本来、議案に通常とか追加の区別はなく、同様に審査されるべきものだと思うので、できるだけ同様の審査が行われるように、議会、執行部が協力して工夫すべきであると思う。先行審議についても同様だ。

3 「3 通年会期制の導入に伴う見直し」について

(1) 採決を一般質問に先んじて行うことについて

植竹委員 我々も1度、試行的に行っておおむねよしとしているので、いいのではありませんか。

石原委員 試行的にというよりは、こちらはもう合意を得たものだと思っている。6

月、9月、12月については。それを、通年会期制に入る前に、試してやってみようというのが9月だったと思う。非常に皆さんに御協力をいただいて、合意をいただいたところなので、これは大切に、このやり方で守っていただきたいと思います。

(2) 委員長報告と討論・採決の日程を同一日とし、委員長報告を簡略化することについて

中村委員

先ほどからの繰り返しになるが、速やかに議決を行うための努力だと御理解いただきたい。なお、IT技術の活用等により、市民及び執行部に対してより正確かつ迅速に審査の状況や論点が伝わるよう今後とも会議録の作成や公表を急ぐべき、努力をすべきだと思う。

中委員

合理性からいってもこの辺のところは同日の扱いで大変いいと思う。ただし、委員長報告に対して、若干、市民からの意見というのがこれから出てくるのかもしれないが、もう少しだけ内容を伝えていただいて、採決がどうだという話をしていただいた方が、より分かりやすくなるというような話もあった。委員長裁量の中だとは思いますが、工夫は必要かと思う。

小林委員

前から意見を言っているが、委員長報告については、ちょっとあまりにも簡略し過ぎて内容が全く分からないという市民の方からも話があった。市民にはいろいろな人がいる。ITが進んでというようなことも言われたが、せっかくの委員会での内容の報告のときなので、いたずらに長引かせればいけないというわけではないが、簡略し過ぎではなくて、ちょっと内容のあるものにする必要があると思っている。

植竹委員

日程については、書かれているように議会で決めることであるから、同日にする、しないというのは検証する必要があると思う。ただし、同日にした経緯は、少しでも我々は、配慮し、会期の日程を短縮する上でこれを同日にした。少しでも配慮した形で行ったのが、ここでこのように書かれているというのは、我々はこうして配慮し、期間の短縮をしたが、このようなことで言われると、せっかくやったのにということなので、元に戻してしまったほうがいいとも思っている。

石原委員

同一日程というのは、会期の効率化のところなので、先ほどの一般質問とも関連するが、採決がその分早まることで、当初、今回の9月定例会は、9月27日頃が閉会のスケジュール案だったが、これを試行したら、会期自体がまず、営業日で1週間ぐらい短縮された。議案の採決でいったら、当初よりも約2週間近く先に採決している。それがあるから、事務執行に着手できるし、契約履行にも着手できるから、その配慮というのはすごく、議会側、執行部側の工夫でできてきたものだと思っている。これは、1日委員長報告で費やすのではなく、このまま同日でいければと思っている。

デジタル化や会議録の公開についていけない立場の人もいるということは理解をしているが、この日程の件で何らかをいじるというよりは、それは別の形で配慮できる方法を探して議論していくべきだ。日程についてはこのまま、この流れでいくということを守っていくべきだと思っている。

(3) 本会議の出席者を必要最小限とすることについて

中村委員

一般質問の出席などについてはまだ議論の余地というのがあると思うが、

かなり皆さんと議論してきたところなので、ある程度の結論は出ていると思う。前提として、何度も言っているが、本会議には全議員及び執行部が全員出席することは必然と書いてあるが、必然ではない。執行部が出席しなくても議会は成立する。本来的にも、議会基本条例上も、議員同士が議論するというのが議会だ。また、何をもって必要最小限と定めるのかは、条例上では、議長だ。前の副市長の説明では6人と言っていた。それを、今回はなぜか分からないが、いきなり全員になっている。全くそこの一貫性がないので、ちょっと議論ができない。しかも、全員となれば最低限にもならない、誰が見たって全員が出てきたら最低限にはならない。もちろん、執行部に一定の配慮というのはするけれど、議会運営のことなので、議会が決めることだと思っている。条文上もそうである。いろいろと書いてあるが、ライブ中継も既に行われているし、全員の出席は基本的には必要ない。だって全員が出たら最小限ではない、という気持ちだ。

石本委員

議会基本条例をつくるときに、私も深く関わっていた1人として言わせてもらうが、結局、全く答弁に関係のない部長は、あそこにいること自体が本当に有意義なのかという話をした。年収が1,300万円以上をもらっているような方々が、せめて一般質問ぐらい、どこかで時間を見つけて会議録を読んでほしい。はっきり言って。当時はさらに、関係ない部長がいると、次長や課長まで全員協議会室にいたりするというので、幾らコストがかかっているのだという話から、この条文ができた経緯がある。だから、最初の方で、費用が増大するとか言っているのだったら、必要最小限度でいいと思う。

逆に、全員いなければいけないという、その場にいなければ学べないような方達が部長をやっているのかと怖くなる。そのような感想を持った。

植竹委員

1番でも意見としてあったが、事務処理に支障や事務執行に影響があるのではという懸念がある中で、本会議にここに書かれているように出席したい旨があるが、出席することによってこの辺の懸念につながることはないのか、矛盾を感じる。このようなところが払拭できれば、うちとしては、これまでのように出席要求を行い、後は執行部に委ねるということでもいいのではないかと考えた。

小林委員

会派の方でも議論をした。本会議について、委員会もそうだが、議会の会議そのものについて、執行部が一番重視しなければならないという考え方は当然のことだと思う。必要最小限に出席を留めればよいというだけではなく、理事者側で出席希望者があれば出てもらってもいいのではないかとというのが、会派の考え方だ。

石原委員

基本的な考え方というのは、必要最小限度の出席でいいと思っている。議案であれば関連する方の出席については議論があったと思う。一般質問が特に重要なものというのはそのとおりだが、返す返すも、先ほどの話にもなるが、一般質問をやっているときには、既に議案が通過しているので、一般質問に関係ない部長は、自席に戻って執行の方に専念をしてほしい。早く市民にその分、サービスを届ける方に専念していただきたいと思っている。

(4) 決算審査の日程について、9月の定例会議の直後に集中的に審査することについて

植竹委員

ここがよく分からない。日程を固定していただきたいというのが、全く分からない。いずれにせよ、前回やったときについては、あの状況で置かざるを得ないようなことだったかと思う。イメージしていたものがあのような形で日程として組まれた流れだった。これについて、また来年度の決算日程についてはそのとき決めればよいと思っている。

中委員

この固定という意味がよく分からなかった。もしこれを実現させるのであれば、9月定例会の中に決算委員会を常任委員会化させて入れてしまうとか、そういう方法を取るとか、そういった工夫をしない限りは難しいと思う。

中村委員

基本的に通年会期制が導入されれば開会日が一定になるので、議会の仕事量が変わらない限り、自ずと日程は固定されていくような形になる。ただし、その固定の仕方については何ら言及がないので、皆さんと同じように、何を言っているのか分からない。前回、9月定例会直後の決算特別委員会になったのは、やはり会議の種類で、定例会議でも臨時会議でも速やかに議決してくれという話が出ていたが、我々としては、あのタイミングでやるのが執行部の意に沿うように速やかな議決が行われる場なのかなという形で設定させていただいた。いずれにしても、やらなければいけないことは変わらないので、恐らく、通年会期制が始まると、自ずと日程は固定していくと思っている。ただし、固定の仕方については、当然議論があっという。

石本委員

私も固定していただきたいというのが理解できなかった。今まで、6月、9月、12月、3月含めて、開会日が暦の関係とかもあるのかもしれないが、ある程度、流動的だったわけだ。だけど、今、中村委員が言ったみたいに、

通年会期制になって定例会議の開会日が固定されてくれば、大体、逆算して、この日になるというのが見えてくると思う。中委員がおっしゃったが、私もどちらかという、閉会中に今、決算特別委員会をやっている議会の方が全国的に少ないのではないかと。視察や研修に行っているいろいろと聞くと、珍しいですねというようなことを言われるのが多い。よその議会は大体、9月定例会の中に組み込んでしまっている。そういう工夫は必要だと思っている。

矢作委員

固定化していただきたいというのがよく分からない。これまでも、今回は短くなったことはあるが、変更したことは記憶にない。意味がよく分からない。確か、副市長が委員会にお見えになったときに、質疑への答弁の中で、9月定例会終了直後であると準備が間に合わないというようなことをおっしゃっていたが、それが含まれているのかもよく読み取れなかった。今回の決算審査の日程は私としてはタイトだったという印象がある。その辺の日程はまた議運とかで協議しながら決めていくものだと思う。

4「通年会期制導入に伴う改正例規及び逐条解説」について

植竹委員

今回、導入に当たって専決処分事項については、今までの専決処分事項に加えて、災害時などの緊急に必要とする歳入、歳出といった補正については一つ加わったと思うが、ここに書いてあるように、日切れ法案についてはその辺の専決事項としていいと、うちは思っている。

矢作委員

議運でいろいろな議会を視察してきた。やはりこの年度末のところは専決処分事項として扱っているというところが多かったので、これはこれでいいのではと思う。

石原委員 こちらの、特に年度末の地方税法の条例改正は、専決処分に指定してもよいのではないかと思う。

中委員 先日の柏崎市議会の視察でも、やはり専決の件をお話いただいた中で、反対ができないようなものであれば、専決の中に入っているのもいいのではないかというようなご意見もあった。その辺も含めれば、この件については了としてもよいという気がする。

5 その他の意見について

・会派ヒアリングなど

中村委員 再三申し上げているように、議案のヒアリングについては改善できる余地がある。会派の中でもいろいろな考え方があり、一概にこれがいいというのはなかなかない。ただし、いろいろなことを試してみて、執行部の負担にならないように、かつ、時間的にも限られた時間で内容のあるヒアリングができるような形で様々な試行をしていくというのは大賛成だ。

植竹委員 時間内の対応に努めるという上ではこれまでも各議員が認識した上でやっているかと思うが、そこはまたさらに継続していく必要がある。

矢作委員 議案書が配付されるのは1週間前だと思うが、配られた後の5日間の内に五月雨式にやっていくということになると、執行部の負担になると思うので、検討が必要だと思う。

・議案質疑

石本委員 結局、議案調査日を前日として、翌日に議案質疑をするからこういうことが起きるわけだ。内容が濃ければ、当然ヒアリングの時間は長くなる可能性

が高いわけだ。確かに午後5時までにヒアリングを終えて内容を確認して確定するといっても、午後5時に終わるということは最低午後4時ぐらいにはヒアリングが終わって、そこから質疑の要旨とかをまとめる。実態的には午後4時ぐらいまでにはヒアリングを終えなければいけないということになる。これは大事な点だが、そうすると、議案調査日と議案質疑の間に1日空けるとか、もっと早めに議案のヒアリングを終えていないと、これはなかなか難しい。午後5時までに努めていただきたいというお気持ちはよく分かる。

・一般質問

中村委員

一般質問のやり方の個別具体性についてはなかなか、こうあるべきだということを議論する必要性はないし、議論すべき項目かということもちょっとよく分からない部分もあるので、こういう意見があるよということを、機会を見て議員に通知するというのでいいのではないか。他団体のことについても、あえて言ってもらいたいみたいなどころもきっとあるだろうし、それが議題にならないと次の話に進めないということもあるのかもしれないので、執行部としては、急に電話して、いろいろ聞いたりするのは大変なんだろうと思うので、こういう意見があったということを各議員に通知する必要があるのかもしれない。

中委員

確かにそうで、どの程度まで他団体のことを認識されているかを確認するということが聞かれていることもあると思う。ただし、この中で今まで使っていなかった、ご容赦願いたいという言葉までつけてあるので、その辺のところは各議員のところに伝えていくかという、こちらサイドの話かと思う。

石本委員

結局、ヒアリングの仕方だ。例えば、細かい数字を聞きたいとか他団体の状況を聞きたいという人もいるわけだ。わざと執行部に。そういう人は、早めにヒアリングを終えて、調べる時間を相手に与えなければいけない。大館前議長と私が副議長をやっていたときに、こういうことができていない議員は誰なのかと聞いたことがある。絶対喋らないわけだ。それで、想定問答を多くつくるかもしれないという話になってきて、想定問答を1問つくるのに大体平均10分ぐらいかかるとかいう話になった。誰ができていないのか、言ってくださいよと言ったことがあったが、向こうは言わないわけで、さすがに言えないのかもしれないが、ここは確かに徹底した方がいいと思う。ヒアリングするときこういうのを聞いたら、最低限、3日前、4日前には終えて、相手にだって調べる時間を与えないといけないわけだから。

植竹委員

一般質問をするに当たってはそれぞれ議員の皆さん、思いがあつてこうして一般質問をする場でもあるので、それぞれ議員が訴えたい思いで各議員が一般質問をすることについては、このような指摘について、意見として留めるまでにするしかないと思う。

・出席要求

中村委員

いずれにしても、きちんとしたヒアリングを行って、誰に答弁をしていたかどうかということを時間内に解決できれば、別に時間外になることはないと思うので、その辺は各議員が徹底をするということになるかもしれない。

もう一つは、通告の仕方、担当部長としか書いていないが、通告用紙の紙面の都合というのはあるかもしれないが、表に出さない文章であつてもい

いので、部長の具体名をきちんと、当然これから日ごとの通告になって、一般質問でも人数制限がかかる可能性があるので、その具体的な名前まで、この人ですという、何とか部長までちゃんと書けるような通告書ができていれば、質問の最中やヒアリングの最中に、仮にその人の答弁がなくなったとしても、議会運営の流れの中では困らないので、そういった通告書の工夫等でも改善できる部分というのはあると思っている。

植竹委員

事務局にも負担増となったのではないかと懸念がされるとあるが、実際に時間外になってしまった理由とか、負担増になるという、検証する必要があるとは思った。

・試行等により議会における運用の変更について

石本委員

日程を早くするという事は、例えば、今は開会の1週間前に議運をやっているが、2週間前にやればその分、1週間早く固定ができる。そうすると、そのときに、議案を示さないといけないわけだ。代表者会議もやって議運を開くということになるから。そうすると、議案書を執行部は出せるのかという事だ。実はこの話も私が議運の委員長をやったときに、大館前副市長と話をしたことがある。そうしたら、今でも議案書を用意するのになかなかギリギリなんですと。議案書を印刷する関係もあるから。これを要望されるんだったら、我々もし開会2週間前に議運を開くとなれば、それまでに議案書を用意できるのかどうかも含めて聞かないと、これはなかなか検討するのは難しい。

・後段について

中村委員

基本的には議会側として、執行部との協議にはなるべく努力をすべきだというスタンスで今までもやってきたし、これからもやるべきだとは思いますが、ただし、歩み寄らない議論というのはいつまで続けていても意味がないので、そこは一定の段階で、歩み寄りがないと分かったら、それは結論を出すべきだ。それは議会と執行部でなくても何でもそうだが、基本的には歩み寄りが見られないことというのは、どこかで議論を打ち切らないと結論が出せない。議会だってだから議決があるわけで。だから歩み寄りをするための努力というのは、今までもやってきたと思うし、これまでもやっていく必要はあると思う。ただし、一定の時間がたった時には、議会のことは議会できちんと結論を出していかなければいけないと思う。

植竹委員

歩み寄りの努力は今後も必要だと思う。ある意味、その辺の認識が乖離がある上では、そこは問題がある。いい悪いは別として、お互いに共通理解をした上で、それぞれの日程変更等をしっかりとしていくことが必要だとは思う。

矢作委員

下の2行のところと、上の部分にも関連すると思うが、議会における運用を変更する際は、執行部と共通認識が図れるよう、情報共有をお願いしたいということと、最後のところで、日程など重要な事項の変更については、対応する時間を考慮して早期に提示していただきたいということと、協議の機会及び意見を述べる機会を設けていただきたいということは、言っていることは共通していると思う。議会としては、ある程度固まらないと、こういうふうに変更を考えていますということをお願いしたい部分もあると思う。だが、

そこは議長、副議長にも御協力をいただいて、こういうことがおおむね固まりそうですというような、そういうやり取りのことを指しているのかと思ったり、ちょっとよく分からないが、そういう努力であれば、できることではないかと思う。

植竹委員

5項目ぐらいあった中で、何を言っているのか意図が分からないところが幾つかあった。そこについては、執行部においても、通年会期制の我々の議論の内容が分からないところも不安に感じるところもあるだろうし、我々もこの執行部からの意見についても、不明確なところがあるので、その上ではもちろん十分な協議というのは必要なので、今後、そのような場を議運としても持っていただきたい、必要ではないかと考えている。

末吉委員長

執行部からの回答については、本日はここまでとします。

大石議長

確認だが、この執行部からの回答については、全議員に配付をしたのか。

梅崎議会事務

議会運営委員会の委員に配信しております。

局長

大石議長

では、全議員に配付をしていただいて、先ほど、「一般質問は、市政に対するものであるから、他団体や他自治体の状況等については、一般質問によらず事前に議会側で調査すべきことと考える。これについて、答弁を求めることは容赦願いたい」というところで、改めて通知をしてくださいと言われてたが、全議員に配付して、先ほどのような議論があったということを、議会運営委員会の委員の皆様から各会派にお伝えしていただきたいと思います。

村上委員

執行部からの回答を読んで、ここで皆でいろいろな意見を言って、今終結

をしたが、終結してこれをどうするのか。

末吉委員長

これから申し上げようと思っておりました。次回、21日に議運がありますので、今後の運用として、取り入れるとか聞き置くとか、正副委員長案ということでお示しをさせていただきたいと思っております。これからまとめます。特に、これについて返答を求められているというわけではないと思うので、その点も含め、どのように取り扱っていくか、次回の議運の中で少し提案をさせていただきたいと思います。

村上委員

今、基本的に、執行部の回答の文章に対する感じ方や趣旨がというのは、きちんと把握できていない部分がいっぱいあって、その上で議論をしている。その辺の微妙な文言の趣旨が分からないところについての、それを今日の議論を踏まえて、正副委員長の方で、つくっていただけるということか。

末吉委員長

確かに、受け止めてそのまま皆さんにお出しして、ある意味、皆さんのざっくばらんな感想をいただいた認識です。先ほどの議論の中でも、どういう真意なのかとか、どういうことを具体的にお示しされているのかということが分からない中で話している部分が多々あったと思っています。その点も含めて、例えばこれから聞いていくのか、どういうふうにするのかということも含めて、お示しをしたいと思っています。必ずしも結論をそこで出していくとかそういうことではありません。

村上委員

こういう今の議論の中で、様々、会派によっても向こうの趣旨の捉え方が違ったりしているわけだから、これはどういうことなのかと改めて執行部に、文書だけで今後やり取りをするというものもどうなのかということも考える

し、少なくとも、趣旨が分からないといったそういうものについてのすり合わせをきちんとやった上で、そういうことだったのかとか、やっぱり議会としてはこうなんだということを、ちゃんとした形になっていかないと、これで終わりで、さあ次にいきましょうというのは、ちょっと無理があると感じる。

末吉委員長

これで終わりというつもりは全くございません。今、ちょうど途中の過程と思っています。これからお聞きしようと思っておりましたが、執行部の方からも協議の場や意見を述べる場を設けてほしいということがありましたが、逆にこちらの委員会側として、そういう機会をつくるべきかとか、どういうタイミングがいいのかとか、文書で聞くべきかとか、その点についての意見を伺おうと思っておりました。もし今あれば、ご意見をお願いします。

植竹委員

やっぱり互いに意見の食い違いというのがここに来て、この文書をいただいで明らかになってきているので、先ほどの決算の日程の固定というのとはどういうことを指しているのかとか、費用負担の増というのは何を懸念しているのかとか、確認しない限りは、正直に言うと、我々も解決に向けた取組とすることができないわけなので、そういったところで、確認の場、前回の8月24日だったと思うが、副市長、執行部を招いてのその辺の互いの意見交換の場といった議運というのは、もちろん開く必要があると思っている。スケジュールの中では10月をもってそのような議会運営委員会というのは開催予定がなかった。日程を追加する必要があると思う。

末吉委員長

先ほどの正副委員長案を出すというのは、例えば、今おっしゃっていた

いたように、こちらが真意が理解できない部分については、例えば、執行部にその意図を聞いていくかということが一つ。もう一つは直接来ていただいてお話をいただくというのが一つ。どういう形がいいのかということについては、お諮りしようと思っていました。

もし、その点についても、特に意見がないようであれば、21日までに少し、執行部の方とも話をし、その点については明らかにしていただけるようにしていきたいと思っています。

次の議運のときにお呼びするかどうかということについては、議運の中で意見がまとまった方がいいと思いますが、御意見はありますか。なければ、出席したいかどうかは今の時点では分からないので、そこを調整させていただいて、先ほど出た、理解できないというところについては。

中村委員

まず、時間的にもある程度、日を要さないといけないものなので、正副委員長案をつくるということなら、まずはつくってもらわないと。歩み寄る、分からないところとやっても、議論は広がるけれども、結局、結論を出さなければいけないとき、歩み寄りが見られないところもあるわけだから、そういうのも含めてあとは正副委員長でまとめてもらわないと、議論ばかりしていても、ずっと同じことをやっているわけで、私も言っていることはいつも同じなので、真意が伝わらないとか分からないということばかり言っているかもしれないというか、最後まで伝わらないこともきっとあるし、だから、やっぱりそこはうまくまとめていただいて、それをたたき台に、何か議論をするというのだったら、これはまた一歩進むと思う。その辺はちょっ

と、期限を踏まえてスケジュール化をしていかないと、これもやるべきだ、あれもやるべきだといっても、現実的には日程的に難しくなってくる。その辺は、これであと3年間あればというならまた別だが、正副委員長も含めて、皆さんで少し努力をしていかないと決まらなくなるというか、決めることをもう皆で決めたので、そのための努力をしていく必要があると思う。

末吉委員長

特に、次回に副市長以下、執行部に絶対来てほしいという意見はなかったかというように思いますので、今回出ました、分からない部分については、次回の議運までにこちらの方で確認をして、調整をさせていただいて、お示しできるようにしたいと思います。たたき台として、正副委員長案について出させていただきます。これでまとめていこうと思いますが、それでよろしいですか。（委員了承）

石本委員

確認だが、政策研究審議会に諮問する方向で議論していたと思う。だから、前は漠然としたスケジュールだったが、今、中村委員のおっしゃったように、ある程度お尻が見えてきている、今期の日程が見えてきているわけだから、この後、具体的にあと何回ぐらい、正副委員長で、回数が必要で、当然、諮問するなら諮問書を作らないといけないし、その辺も含めて、今期、具体的に何回必要だというのを出していただいたほうが、皆さん、分かりやすいというか、必要だと思う。

末吉委員長

次回は11月21日なので、そこで少しお示しさせていただければと思います。

植竹委員

その辺の意見交換というのは、執行部がぜひとも説明したいということの

確認もするのか。

末吉委員長

はい。

○12月定例会の試行日程について

末吉委員長

次に、12月定例会の試行日程についてです。資料として、12月定例会試行日程案を事前に配信しております。何か御意見はありますか。

矢作委員

委員会審査が2日間あるが、これは今まで予備日とかを設けていたものがここに入っているということなのか、それとも請願などが出て来るということを想定しての2日間なのかということ。もう1点は、一般質問が5日間になっているが、5日間の場合、間に調査日が必要だったのではないか。

末吉委員長

初めに、1点訂正をお願いします。配信した資料の中で、昨年までの日程ベース案の20日から22日までが一般質問調査日と記載しておりますが、議事整理日となりますので、訂正をお願いします。

委員会審査日については、正副委員長案になりますが、できたら委員会審査日を2日間固定というように決めていけば、日程が固定できるのではないかと考えています。

先ほどの意見等の中にも、なるべく早くヒアリングを終わらせていただきたいというような話がありました。執行部からの意見の中にも一般質問調査日、議事整理日までに質問内容を確定いただくと3日目以降の一般質問についても余裕を持って対応でき、答弁内容も充実できるというふうに意見をいただいているので、一般質問が始まる前の議案調査、一般質問調査については余裕を持った方がいいのではないかと考えました。委員会

審査を2日間となっていますが、もし請願等がなく、また、委員会の方でも特にやることがないのであれば、ここについては一般質問調査日として使ってもよいのではないかとということで、余裕を持たせた日程を組んでいます。ここはある程度、柔軟性を持って使っていける日にできたらいいということです。その代わりに、一般質問に関しては、5日間は休会を取らずにやっていくということです。

できたら、一般質問が始まる時には、今は2日前に確定ですが、全ての一般質問のヒアリングが終了していて、例えば他の議員の質問と被って、少し変更が生じるであるとか、その他の項などで、社会的状況の変化によってやらなければいけないものが出てきたときはそちらを使っただけ、一般質問のヒアリングについては、なるべく早く終了させていくという余裕を持たせた日程ということで提案をさせていただきました。

石本委員

1点確認でいいか。委員会審査がこの日程案でいくと、12月の7日、8日と連日になっている。これは請願が出るかもしれないということだが、今まで予備日を一般質問の後に設けていたのは、要するに参考人を委員会で呼ぶということを決定して、ある一定の時間を取らないと問題でしょう。私の記憶だと、確か相手に失礼でしょう、非常識でしょう。翌日に来いというのは。平成22年の商工会議所のときに、当時の議会事務局長が議運で発言されたのがあって、委員会の予備日というのは一般質問の後にできた経緯がある。そうすると、今回、例えば請願があるから、請願者に参考人として来ていただきたいといったら、この日に委員会として

決定するしかない。翌日、朝に来てくださいということになると、過去の議論と食い違ってしまうから、委員会は少なくとも何日かずらした方がいいのではないか。

石原委員

別にこの日程案でいいと思う。というのは、お願いしたいとおっしゃる方が、事前に紹介議員に御相談したりするわけであって、この2日間を取っているのは固定したいからこうして2日間を取っているわけだから、紹介議員が、お願いでは意見の開陳を求められることがありますということで、事前にアドバイスをして、この時間を空けていただければ、ここで固定できるので、過去の事情とはまた異なる事情で、このやり方で私はよろしいと思う。

大石議長

昔のことですが誤解があるといけないので。請願はまだいいんです。議会基本条例ができて、参考人というのが盛り込まれたけれど、そのときは予備日がなかったんで、今日の今日で呼べないという話になり、請願は準備をしてもらえばまだ何とかできるのでいいのだけど、それ以外の、確か商工会議所の補助金に関することでしたが、急に呼べないということだったので、予備日ができたということです。

植竹委員

参考人として請願者を招いて委員会を開催する上では、7日の委員会審査において請願者を参考人として招くことを決定し、決定した後に、参考人に対して議長から参考人に対して郵便で通知を行うのか。

轟議会事務局

委員長から議長へ参考人の出席を求める依頼の後に、議長は、文書をもって参考人に出席を求める通知を行っております。

参事

植竹委員

そうすると、翌日、郵便手続も行うのであれば、参考人を呼ぶというのは連日だと厳しいのではないか。

中村委員

先ほど石原委員が言ったようなことが可能であれば、それはそれでやってもらえばいいし、そうでなければ、ここで休会日も調査日もあるし、一般質問の最後に委員長報告と討論、採決をやってもいいし、追加議案の関係もあって、最後の方というのは日程が流動的になるので、当然、執行部にも言われているし、この会期中で結論を出すという努力をする。参考人も含めて。請願も含め、ほかの参考人もいろいろと努力をすると。でも、それで結論が出そうだったら一般質問が終わった後とか、追加議案があるかどうかは分からないけれど、そこで日程変更をかければいいのか、それができないのであれば、これはやむなく継続をするしかない。そういう形で、例えば、休会日であったり、あるいは一般質問の終わりであったりというところで、多少盛り込めるのであれば盛り込むような努力をしていけば、このやり方で全然問題がないと思っている。

村上委員

理屈としてはそういう話になるのだろうが、12月定例会の日程をどうするかという話の中に、当然、参考人を呼ぶためにはそのための手続が必要で、そういったことがあった場合に、議会日程の変更をしていくという前提で話をしていくのか。12月定例会の日程の話をしている。今後、通年会期制になるとその辺のところはある程度、いろいろな形でできると思うが、12月定例会の日程を今、試行の話をしているときに、言わんとしていることは分かるが、現実としてどうなのかという感じがする。

具体的に例えば、参考人を呼ぶというような内容があったときに、参考人招致の手続を踏むとなり、それがいつ可能かということになる。例えば予算常任委員会で、参考人を呼ぶといったときに、少なくとも下手をすると、委員長報告・質疑、討論、採決の日程を変更しなければいけないという現実が起きる。12月はそういう日程の組み方をするという前提で話を進めていくというのは、なかなか難しいのではないかという気がする。

末吉委員長

どういうふうにした方がいいとおっしゃっているのか、ちょっとよく分からないのですが。様々な事態が想定されるというのは当然に思いますが、その場合は、別に12月定例会によらず、議運の中で調整していく以外にはないと思っております。

石本委員

委員長がおっしゃることも分かるが、結局、通年会期制になったときの請願処理のモデルになる可能性があるので、今、確かに村上委員がおっしゃったような懸念の部分もそうだと思う。だから、ここを決めるのは、連日にするとかは、ある程度慎重にする必要がある。もし今決めるのなら、必要なら、会派のほかの議員に連絡をして決めるということもある。

末吉委員長

執行部との調整もしたいので、できたら本日決めていただきたいと考えております。

矢作委員

請願ではなくて、議案の関係で参考人招致をする場合に、この日程案だとなかなか厳しいのだというのが分かった。そうすると、この2日間ある委員会審査の2日目を、前に動かしてどこかに委員会審査を入れる形であればできるのかとか、持ち帰るにしても、何を検討してくるのか。

末吉委員長

どちらかと言えば、それはかなりのイレギュラーで、毎回ある事態ではないので、その想定含みで予備日を入れるということは、現状ではしていません。予算常任委員会などで参考人招致というのは毎回あるものではなく、請願は毎定例会、想定し得るものなのでということで入れてあります。先ほども申し上げましたが、そういったことが起きたときには、議運の中で調整していく、様々な事態が緊急的に起こったときには対応していくということだと思っています。

矢作委員

そうすると、議案書がまだ出ていないから分からないが、今回の議案の中では参考人招致するものは恐らくないだろうという日程ということか。

末吉委員長

そこまでは見ていません。ないだろうとかあるだろうとか、そういう含みは全くありません。

持ち帰りという話がありましたので、全部説明をさせていただきたいと思っています。正副委員長案のポイントの1点目、開会前に全体の議案説明会及び会派ヒアリングを行ったらどうかということです。そういうふうにしておけば、開会後に全体で議場で行っている議案説明、説明後に会派ヒアリングを実施して、議案質疑における十分なヒアリングの機会を確保したいと考えました。先ほど石本委員から、非常にぎりぎりで議案質疑の答弁調整をしているという話もありましたので、時間を少し取りたいと思っていますが、もし今日決めていただけるのであれば、執行部の方も先ほど意見があったみたい、あまり日程が長い中で予定されると非常に拘束されるので、少し絞ってほしいという意見もありましたので、もし今日、その方向でよいということ

であれば、調整をして、開会前の議案ヒアリングについての日程を、次回、提案をさせていただければと思っています。

2点目は、開会日に昨年の2日目の決算の認定に係る議事日程を加えるということで、認定案件に係る議事を加えた日程ということで提案をしています。討論、採決方法の確認のための議運の開催時期について、当日、本会議を休憩し、討論、採決方法の確認を行うための議運を行うのか、1週間前の議運において、討論、採決方法の確認を行うのか、どちらができるのか考えていただきたいと思います、

3点目は、開議時刻を原則午前9時とするということで、前回提案しましたが、12月定例会は、本会議散会後に議運をの開催することが想定され、午前10時開議では午前9時から午後5時までの時間を超えて会議を行うことになるため、原則、開議時刻を規定どおり午前9時からとしたいと思いますが、議場コンサートや防災訓練、議案質疑順位の決定のための議運の開催など、午前9時から開議とすることが難しい日程もあるので、その場合は午前10時に開議するというもので、日程案の上に開議時間を入れております。議員、職員のライフワークバランスを意識した議会運営とすることを目的としています。なるべく残業を減らしていきたいと思っています。

4点目、委員会審査日を2日間ということで、1日会期が延びますが、定例会ごとに1日にするか2日にするかということを決めていると固定化できなくなるということがあるので、あらかじめ、委員会審査の日程は2日で固定できればと思っています。1日で終了した場合には、2日目を常任委員会

や一般質問調査日など有効に使っていけないのではないかと思います。

5点目、一般質問が5日間となった場合でも一般質問調査日を設けず、その代わり一般質問前の調査日を従前より長くしました。先ほども言いましたが、なるべく早く一般質問の答弁調整を終了させておくということもできると思います。

また、必要最小限の出席要求について、12月定例会の試行については、市長及び副市長は常に出席要求を行い、それ以外は9月定例会と同様とすること。一般質問のヒアリングの期間については、執行部とのヒアリングは現状の質問日の前々日までとなっていますが、一般質問調査日を3日間設定していますので、できたらその中で全て終わるといいと思って日程を作成しております。ポイントは以上です。こちらを持ち帰っていただければと思います。

休 憩（午前11時18分）

再 開（午前11時26分）

石本委員

持ち帰りを言ったので私から言いますが、今回、皆さんが了解されるのだったら、2日連続の委員会審査日でよいが、参考人制度を充実させているというのが所沢市議会の今までの売りだし、現実、視察に来てくださっている団体も過去にある。委員会予備日を持っていたということが大きな理由なので、今回はとりあえず試行的に2日連続の委員会審査日でいいが、今後は先ほど矢作委員も言っていた、議案に関わることで参考人を呼ばなければいけないということもあるので、これは終わった後にもう一度検

証をしていただきたいが、今回はいい。

矢作委員

質問だが、開議時間のことだが、基本を午前9時にするというので、今回の試行日程案を見ると、14日のことなのかと思った。ここを午前9時としているのはどうしてなのか聞きたい。あと、石本委員のおっしゃった日程のことで、委員会審査日を2日間ということでは理解できたが、先ほども申し上げたように、議案の場合の参考人招致ということを見ると、13日の休会日の一般質問調査日と、委員会審査2日目を入れ替えておくということもできるのではないか。

石本委員

それは多分、会議録を事務局が作るのが厳しいと思うが、いかがか。

轟議会事務局

そのとおりです。

参事

末吉委員長

開議時間の午前9時というのは、原則午前9時ということで書いたが、もし意見があれば言っていただきたい。時間については、今日ここで必ず決めるということではないので、ざくっとした日程だけは執行部と調整しますので、決めていただきたいと思います。

矢作委員

12日と変更というのは可能ならそういうのもありかと思う。会議録の作成ということがあるのであれば、12日なら参考人招致もできるような状況がつくられるかと思う。

植竹委員

委員会審査日の2日間というのはその辺の懸念がある。実際にいざ日程が決まった後、そのような審査が必要になったときにこれで可能なのかというところがある。2日間ということでは具体的に教えていただきたいが、1日で

通常委員会審査を終えているところを2日間にしているのは、どのような意図があるのか。

末吉委員長

2日間取ることによって、1日で終了した場合には2日目を一般質問調査日に当てることや常任委員会を開催し所管事務調査を行うことができる、そういう使い方ができるということで提案しており、もちろん請願審査ということもあると思います。

植竹委員

そうすると連日に設けなくてもいいと思う。あと、ヒアリングについて、29日、30日とあるが、これまで試みようとして幾つか議論してきた中で、議会としては事前審査に当たるということでそういう懸念を持ってこれまで実施に至っていないという経緯があるので、そのような議論があったにもかかわらず、いきなり何も議論せずここでじゃあやりましょうというものもどうなのかと思う。その辺の事前審査に当たるが故にやってこなかったものについて、その辺は今回クリアされているのか。あと、議案説明を29日にすると、2日の金曜日にあえてここで議案説明をする必要があるのか。また、29日、30日にヒアリングをするというのは質疑に対する答弁調整の時間が必要で、猶予があるということで行おうとしているが、これを見ると質疑の通告が前日の午後5時になっている。前日の午後5時に通告があつて答弁をつくると思うので、通告の締切が前日の午後5時だとあまり意味がないと思う。いくら早くヒアリングをしても、通告が前日の午後5時なので、結局そこから質疑に対する対応を執行部がされるのであれば、あまり29日、30日にヒアリングする意図がない。やるのであ

れば無駄のないようにした方が、しっかり考えた方がいい。

末吉委員長

議案説明会とヒアリングについては、執行部との調整を具体的に行っていません。今日議運の中で方向性が決まれば、執行部と日程も含めて調整をしていきたいと思っています。なので、今日決めていただきたいと申し上げました。これは事前審査には当たりませんよね。

轟議会事務局

事前審査については、現実的には付議事件の概要説明や質疑応答も入口部分ということで、実質的な審議とならない程度であれば認められるべきものであるというような解釈もございます。事前審査の議論としては、通年会期制の導入または通年会期制の試行の中で御協議いただいているものと事務局では解釈しているところですが、事前審査については、会議の公開の原則というものがかかってきておりまして、実際には議案の説明、ヒアリングということがあって、本会議で提案理由の説明、議案説明を省略するということになりますと会議公開の原則から外れてしまいますので、あくまでも議案の説明会というような形を想定しております。

植竹委員

結局2日の日、同じように議案説明がされるということか。

轟議会事務局

議事的には議案等の審議に当たり必ず議案説明は必要ということになります。市議会によっては市長の提案理由のみで説明を終えているところもありますし、所沢市議会のように各部長が詳細な議案説明とあわせて行っている議会もありますが、本会議における議案の説明は必ず必要になると考えております。

末吉委員長

そこは執行部との調整となりますが、全く同じことを2回というより

は、初日の議案説明については調整が必要と思っています。先ほど議案質疑の通告締切が前日午後5時という話がありましたが、それまでの間に議案質疑の答弁調整がかなりできれば、午後5時にしなければいけないというわけではないので、それまでに前倒しでやっていくことができれば、時間が増えればできると考えています。ヒアリングを済ませて初日と議案調査日に議案質疑の通告をかなり具体的に執行部と調整できれば充実した質疑になると思います。

植竹委員

そうではあるが、結局午後5時にするケースだってあるわけだから、この辺は例えば開会日の2日に締切をすとか、試行的に変更することも必要ではないか。前日の午後5時に答弁を作り出すとなれば、早めにやってもいたしかたないので、だったら通告の締切は開会日の2日にしたらどうかということだ。

石原委員

うちの会派は基本的に正副委員長案の流れでいいと思う。冒頭のヒアリングの絡みも、本当の試行というか、結果的に効率的になるか時間を費やしてしまうかは、やってみないと分からないという気がする。ブラッシュアップしていけばいい。委員会審査を2日間取るというのもこのやり方で、請願については先ほど申し上げたとおりだ。審査の過程で参考人の方を呼ぶということはイレギュラーの事態で、それはそのときのケースバイケースによるので、それは別途対応になると思うので、ここでの想定はなかなか難しい。日程についてはこのとおりでよい。最後の懸案事項に対する正副委員長案のところだが、必要最小限の出席要求のところ、必要

最小限の範囲内の考え方については、市長、副市長、教育長、上下水道局事業管理者、総務部長、経営企画部長であるのは我が会派の考え方なのでそこは申し上げておきたい。

末吉委員長

御意見ありがとうございます。細かい部分についてはまだ21日がありますので、日程案の大枠について方向性を確認していただけたら、執行部と事前ヒアリングのことも含めて調整をさせていただき、次回に提案をします。

植竹委員

日程案をつくる上でもう一つ、一般質問が5日間の場合、一般質問調査日をなくしているところだが、導入をするに当たっては、執行部からの一般質問の答弁調整というのもあって入れた経緯があったと思う。いきなりここでなくすことについて、合意は取れているのか。この日があった理由は、執行部から求められて導入した経緯の中で、いきなり合意がない中でこれを取り除きますというのが、いいものなのかというのが1点。あと例えば5日間にする、マックス28人の方が一般質問できることになると思うが、ヒアリングを14日の一般質問が始まる前に全て終わらせたいというところだが、28人のヒアリングが可能なのかと思う。

末吉委員長

これについては、そういうふうにしたいということで申し上げたので、現状は前々日までとなっているので、そこはもう少し次回以降に議論させていただきたいと思っています。一般質問調査日を増やしているというところで、執行部の方にも御理解をいただきたいと思っています。

植竹委員

今日決めなければいけないところというのは、あくまでも29日、30日の日程を置くか置かないかだけのことか。

末吉委員長　　そうではなく、今お示ししている試行日程案で方向性の確認をさせていただきたい。

矢作委員　　植竹委員がおっしゃったことは確かにそうで、その点は執行部と日程のことを確認するときにきちんと確認を得てやっていただければと思う。

末吉委員長　　先ほど参考人を呼ぶときの郵送という話があったので、運用について事務局に確認をしたいと思います。

轟議会事務局　参考人招致に関する通知方法については、特に定めがありません。これまで郵送を始めとして、現在であればPDFによるメール配信や、直接お渡しするというようなこともございました。

植竹委員　　今、大枠の説明をいただき質疑をし、分かったので、もう一度持ち帰りた
い。

休　　憩（午前11時41分）

再　　開（午前11時45分）

植竹委員　　事前にヒアリングをやることはよしとして、今、同じ説明を2回やるという
ことであれば、議案のヒアリングだけでいいのではないかという意見だっ
た。議案説明をなくして、結局開会日に同じ議案説明をするのだったら、こ
の日はヒアリングのみの2日間にすることがいいのではないかということ
だ。それは可能なのか。

末吉委員長　　議運の中でこういう方向でやりたいということが決まり、執行部と調整し
ます。そのときに、市長を含め執行部がそれでいいと言うかどうかはこれか
ら調整するので、そのおっしゃったことも含めて次回、議運の中で報告しま

す。

それでは、この示した試行日程案を軸に12月定例会を行うということではよろしいか。(委員了承)

○3月定例会の試行日程について

末吉委員長

次に、3月定例会の試行日程についてです。資料として、3月定例会試行日程についてと3月定例会試行日程案1から案4までを事前に配信しております。作成した案については、「3月定例会試行日程について」に記載したとおりとなりますが、大きく2つの整理が必要となります。

1つ目は、質疑及び一般質問とするか、他の定例会と同様に議決後に一般質問を行うこととするかです。

2つ目は、定例会議の審議スケジュールにのらない、先行審議の議案については、臨時会議での審議とすべきとする市議会の整理であることから、定例会日としている2月15日からは通常の議案の審査を行うこととして、今回の3月定例会の試行日程案とするか、臨時会の招集権は、試行時点では市長にあるため、市長が招集するかどうか分からないため、3月定例会において、先に先行審議案件、その後に通常の議案の審議を行う試行日程案とするかです。これは市長の意向もあるので、なかなかこちらの方で決定という形にはいけないかもしれませんが、考え方を整理しておきたいと思っております。

正副委員長としては、なるべく討論、採決を早め、執行を迅速に行うということで、一般質問を後に持ってくる他の定例会と同じ形がいいのではないかと考えているところです。

以上のポイントを含めて、次回21日の議会運営委員会で協議を行いますので、持ち帰り、会派で意見をまとめてください。よろしくお願いします。

○公聴会について

末吉委員長

次に、公聴会についてです。通年会期制導入に向けたスケジュールをお示した中で、公聴会を行うことについては、議運において確認がされておりますので、本日は、今後の事務を進めるに当たり、具体的な日程について、事前に資料として公聴会スケジュールを配信しました。また、本日、告示する開催案内の案をお配りしています。

公聴会を令和5年1月21日（土）午前10時から全員協議会室で行うこととしております。

（公聴会のスケジュール資料を基に説明）

公聴会に係る告示期間を令和4年12月28日から令和5年1月11日まで、意見を述べたい方の申出期間を令和4年12月28日から令和5年1月11日まで、こちらは仮の日程とさせていただいておりますが、公述人決定の議運を1月13日に開催し、公述人決定通知期間を1月14日から20日まで、そして21日が公聴会の開催日という流れになっております。

確認をしたいことは、公聴会の日程についてこれでよろしいかということと、それに伴う議会運営委員会を、締切日が1月11日なので、通知期間前の12日か13日に行いたいと思っておりますが、御意見ありますか。

石本委員 1月13日は新春のつどいが午前中にあるので、午後でいいのではない
か。

浅野委員 議運の委員は全員出るのか。

末吉委員長 説明しますと、公述人の応募に伴い、人数が多かった場合とかいろいろ
ありますので、その選考についてどのようにするかということを議運で確
認したいと思っております。なお、過去の公聴会の実施の際にも同様に、
賛否や意見の内容の確認を行うため、論文の提出を求めています。公述人
の決定を議運で行いたいというものです。

佐野委員 確認だが、出席する議員側というのはどのようにするのか。議会運営委
員会の委員全員なのか。

轟議会事務局 議会運営委員会における審査の一環となりますので、全委員に御出席い
参事 ただくこととなります。

石本委員 13日午後じゃなくても、公述人の決定のみだったら9時開会とかでも
よいのではないか。

末吉委員長 まず一つは、広報とところざわに載せる必要がありますので、公聴会の日
程については1月21日午前10時からということによろしいか。(委員
了承)

開催案内については、案のとおりとすることによろしいですか。(委員
了承)

議運の開催については、1月12日の午後1時30分からによろしい
か。(委員了承)

石本委員

○その他

前回の議運で議長会の件を言いましたが、確認したところ、代表者会議で資料が配られていたということで大変失礼しました。この場をお借りしてお詫びします。

散 会（午前11時56分）